

体験版使用許諾規約

重要

体験版ソフトウェアのダウンロード、インストールおよびご使用前に必ずお読みください。

本規約は、パナソニック ソリューションテクノロジー株式会社（以下、弊社といいます）が提供するカラーOCR ライブラリーとなる下表の体験版プログラム（全ての Ver.とし、以下、本プログラムといいます）および本プログラムに関するマニュアル類などの著作物（以下、関連資料といい、本プログラムおよび関連資料を総称して体験版ソフトウェアといいます）の使用許諾に関する契約について定めたものであり、お客様が本規約に同意されることが体験版ソフトウェアのご使用の条件です。

<体験版ソフトウェア一覧>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・活字認識ライブラリー体験版（for Windows / Linux）・帳票認識ライブラリー体験版（for Windows）・免許証認識ライブラリー体験版（for Windows / Linux）・マイナンバーカード認識ライブラリー（for Windows / Linux） |
|--|

なお、お客様が体験版ソフトウェアをご使用のコンピューターにダウンロードすることをもって、お客様と弊社との間で体験版ソフトウェアの利用のための本規約を内容とした契約（以下、体験版利用契約といいます）が有効に締結されたものとみなしますので、あらかじめ以下の内容をよくお読みください。

第1条（使用許諾）

- 1 弊社はお客様に対して、本条に定める範囲で体験版ソフトウェアを使用する譲渡不能かつ非独占的な権利を許諾するものとします。
- 2 お客様は、弊社所定の方法で体験版ソフトウェアをダウンロードして使用するものとします。なお、体験版ソフトウェアは、日本国内でのみダウンロードできるものとします。
- 3 お客様は、体験版ソフトウェアの全部または一部の使用を開始した日から30日間（以下、試用期間といいます）に限り、日本国内でのみ使用することができるものとします。なお、試用期間の計算は、体験版ソフトウェアの使用を開始した日を含めて数えるものとします。
- 4 お客様は、体験版ソフトウェアを評価・試用することの目的でのみ使用することができるものとします。
- 5 お客様は、第2条第1項の定めにかかわらず、体験版ソフトウェアに含まれるサンプルソースを利用する場合に限り、当該サンプルソースを複製、翻案、改変することがで

きるものとしします。

- 6 お客様は、本プログラムをネットワークその他の方法により異なるコンピューター間で共有したり、同時に使用したりすることはできません。

第2条（使用の制限）

- 1 お客様は、前条に明記されている場合を除き、体験版ソフトウェアの全部またはその一部を複製、変更することはできません。また、お客様は、有償・無償を問わず、体験版ソフトウェアの全部またはその一部を第三者に使用させたり、譲渡したりすることはできません。
- 2 お客様は、本プログラムの変更、改造を行うことはできません。
- 3 お客様は、本プログラムの全部または一部について、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アッセンブルを行うことはできません。
- 4 お客様は、体験版ソフトウェアおよび前条第4項に基づきサンプルソースを複製、翻案、改変したものをいかなる方法によっても配布することはできません。
- 5 お客様は、体験版ソフトウェアに第三者の著作物（オープンソースソフトウェア（OSS）を含みますがこれに限られません）が含まれている場合で、当該第三者（以下、許諾者といいます）が定める使用条件を別途弊社が明示する場合は当該条件を順守するものとしします。
- 6 お客様は、試用期間経過後に体験版ソフトウェアを使用することはできません。継続して使用することを希望する場合は、製品版の購入が必要となります。

第3条（知的財産権）

体験版ソフトウェアの著作権、特許権等の知的財産権は、弊社または許諾者が有し、日本国の特許法、著作権法などの知的財産関連法および国際条約によって保護されています。お客様は、第1条により使用許諾される範囲で体験版ソフトウェアの使用を許諾されますが、体験版ソフトウェアの知的財産権までがお客様に移転するものではありません。

第4条（非保証）

- 1 弊社は、体験版ソフトウェアを現状有姿で提供するものとし、体験版ソフトウェアの機能、性能、品質がお客様の特定の用途、利用目的に適合していることおよび法律上の担保責任を含むいかなる明示もしくは黙示の保証を一切するものではありません。
- 2 弊社は、第2条に違反した体験版ソフトウェアの利用を行ったことで何らかの不具合や損害が生じたとしても、弊社では一切賠償および保証を行わず、責任を負うものではありません。

第5条（責任の制限）

弊社および許諾者は、体験版ソフトウェアの使用もしくは使用不能によりお客様に直接または間接的に生じるいかなる損害（通常損害、特別損害、結果的損害を問わない）についても、一切責任を負わないものとします。ここでいう損害は、事業利益の損失、業務の中断、情報の損失、金銭的な損失、あるいは第三者から請求を受けた損害などを含みますが、これらに限定されません。

第6条（輸出規制）

お客様は、米国および日本国の輸出関連法規のすべてを遵守するものとします。

第7条（準拠法）

本規約および体験版利用契約の成立、効力、解釈および履行については、日本法に準拠するものとします。

第8条（契約の終了）

- 1 体験版ソフトウェアの試用期間満了により体験版利用契約は終了するものとします。体験版利用契約が終了した場合、お客様は、体験版ソフトウェアおよびその複製物のすべてを、お客様の責任と費用負担でご使用のコンピューターから体験版ソフトウェアをアンインストールするなどして、削除・消去しなければなりません。
- 2 お客様は、いかなる場合でも体験版ソフトウェアおよびその複製物のすべてを、お客様の責任と費用負担においてご使用のコンピューターから体験版ソフトウェアをアンインストールするなどして、削除・消去することにより、体験版利用契約を終了させることができます。
- 3 お客様が本規約の内容に違反した場合、ただちに体験版利用契約は解除されるものとし、体験版ソフトウェアの使用もただちに終了となります。その場合、お客様は、体験版ソフトウェアおよびその複製物のすべてを、お客様の責任と費用負担においてご使用のコンピューターから体験版ソフトウェアをアンインストールするなどして、削除・消去しなければなりません。